

## 多度津町農業委員会議事録

令和5年10月20日午前8時53分より午前10時5分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

- |       |  |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について                       |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                                   |
| 議案第3号 | 農地法第4条の規定による許可申請について                                   |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                                   |
| 議案第5号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について              |
| 議案第6号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について |
| 議案第7号 | 非農地証明願いについて  |
| 報告    | その他  |

出席状況

出席委員

農業委員（12名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	三野敏彦
職務代理者（3番）	土田敏雄
4番委員	西山正美
5番委員	矢野和幸
6番委員	池田一普
7番委員	細川清二
8番委員	山地文
9番委員	池内利行
10番委員	河井弘司
13番委員	宮武良充
14番委員	横關幹夫

農地利用最適化推進委員（7名）

1番委員	北岡康民
2番委員	大谷泰則
3番委員	眞鍋憲明
4番委員	篠原壽雄
5番委員	眞鍋昌造
6番委員	島田和博
8番委員	村井文数

欠席委員

農業委員（2名）

11番委員 秋山義充

12番委員 伊達和博

農地利用最適化推進員（1名）

7番委員 高島和秋

農業委員会事務局職員

事務局長	尾崎 昭宏
農地係長	亀井 康
主 事	炭井 眸

## 審 議 内 容

事務局長 おはようございます。少し早いようですが、皆様おそろいですので、ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。  
初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。  
続きまして、本日の出欠状況についてですが、秋山委員、伊達委員、高島推進委員が所用のため欠席しておりますのでご報告いたします。本日は、農業委員14名中12名が出席しておりますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので大西会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長 それでは、早速進めてまいりたいと思います。最初にいつもどおり私のほうから本日の署名委員さんを指名させていただきたいと思ます。

13番の宮武委員さん、それから14番の横關委員さん、よろしくお願いをいたしたいと思ます。

続きまして、昨日の小委員会の報告を池田委員さんの方から、よろしくお願いたします。

池田委員 昨日の小委員会の報告をさせていただきます。現地確認は6か所ありまして、第2号議案の1番、第3号議案の1番2番、第4号議案の1番2番、第7号議案の1番の計6か所確認しました。その確認終了後、第1号議案から第7号議案に対して審議しましたところ特に大きな問題はありませんでした。以上、報告を終わります。

議長 ありがとうございます。  
ただいまご報告をしていただきましたけども、これについて何かご意見等ありましたらよろしくお願いたします。

特にございませんか。

ないようですので、議案のほうの審議を行いたいと思ます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借  
解約通知について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番から番号7番について、議案書を基に朗読】

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま議案第1号について説明がありましたけども、恒例によりまして、番号2番の戦前からの小作地の合意解約になっておりますので、今後の参考になるような情報等ありましたら、お繋ぎいただきたいのですが、●●さんが中条で、●●さんが八尺となっておりますので、●●委員さん、●●委員さんどちらからでも構いませんので、情報何かありましたらお繋ぎ頂きたいのですが、ないですか。

4番委員

なにもない。

14番委員

なにもない。

議長

はい、わかりました。ないようですので事務局の方でなにか金銭の動きとか把握しているものはありますか。

事務局

今回は離作料はなしということで。

議長

そういったことですので、議案第1号についてご意見、ご質問等ありましたら、よろしく願いたします。

(挙手あり)

議長

はいどうぞ。

13番委員

7番のところの農地交換というのはどういう案件なんでしょうか。

事務局

6番と7番の●●さんと●●さんがですね、今回、●●さんの農地を●●さんが借りて耕作していたのですが、その農地と●●さんが持っている農地を●●さんが交換するということで、3条の交換ということで相談がきてます。

議長

よろしいですか。

はい、他に。

ないようですので、議案第1号につきましては、報告案件となっておりますので、ご理解いただけたらと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明お願いいたします。

事務局

議案第2号をご覧ください。

【議案第2号番号1番について、議案書を基に朗読】

以上、1件の申請につきまして、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないことから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第2号の説明をいただきましたが、これも今年の4月から改正されてますので、皆さんの意見を聞く前に地元の●●委員さん、この●●さんが取得して農業をやっていく事由で申請になっておるようですが、そこらあたり何かご意見ありましたら。

推8番委員 特に。今は仕事もされとんですが、特に相談もなかったですし、問題もないかと思えます。

議長 常に農業はやられておるということで。

はい、ありがとうございました。それでは議案第2号につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

無いようですので、それでは議案第2号につきましては承認するというごことでご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで承認といたしたいと思えます。

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局よりお願いします。

事務局 議案第3号をご覧ください。まず初めに議案の修正をお願いいたします。4ページの議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、番号1番の転用目的について非農家の自己住宅になっておりますが、農家の自己住宅に修正をお願いいたします。

それでは報告させていただきます。

【議案第3号番号1番から2番について、議案書を基に朗読】

以上、2件につきまして、周辺が既に宅地化されている事から集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要

件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第3号につきまして説明がありましたが、これにつきましてご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひします。

特にございませぬか。

特にないようですので、それでは議案第3号につきましては承認することでご異議ございませぬか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで議案第3号を承認いたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号をご覧ください。

まず初めに、議案の削除についてご報告させていただきます。

5ページの議案第4号農地法第5条の規定による許可申請につきまして番号3番の削除をお願いいたします。

取り下げ理由といたしまして、申請規模等の再検討を行う為となっており、農業委員会として取り下げ書を受理いたしましたので、議案の削除をお願いいたします。

それでは報告させていただきます。

**【議案第4号番号1番から2番について、議案書を基に朗読】**

以上、2件につきまして、今回の転用は、周辺が既に宅地化されている事から、集団農地を分断するものではないと考えられ、また、被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を満たしていると考えております。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま議案第4号の説明をいただきましたけども、これにつきまして何かご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願ひします。

特にございませぬか。

特にないようでありますので、それでは議案第4号について承認することにご異議ございませぬか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということなので、議案第4号を承認といたしたいと思います。

続きまして、議案第5号でございますけども、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、説明に入ります前にこの議案につきましては、●●委員さん、●●委員さん、●●委員さん、本日出席のこの3名に関しては、議事参与の制限になりますので、この議案審議につきましては退室をお願いいたしたいと思いますので、よろしく願います。

(3名退室)

それでは、事務局をお願いします。

事務局 説明の前に議案第5号 6ページから8ページについて修正がありましたので、本日お配りしているものに差し替えをお願いいたします。議案第5号をご覧ください。

【議案第5号について、議案書を基に朗読】

以上の計画要請の内容は、旧経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。

また、農業委員会の承認を得ますと10月24日より公告縦覧となります。

以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいま議案第5号について説明いただきましたけども、これにつきまして何かご意見、ご質問がありましたらよろしく願います。

特にございませんか。

特にないようですので、それでは議案第5号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議がないようですので、議案第5号を承認といたします。

(3名入室)

議長 続きまして、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号をご覧ください。

こちらは、農用地利用集積等促進計画（案）となっており、農業委員会において意見徴収することとなっております。

昨年度まで農用地利用配分計画と言われていたものが、今年度より法律が変わりまして、促進計画という名に変わっております。

【議案第6号について、議案書を基に朗読】

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま議案第6号について説明いただきましたけども、これにつきまして何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

ないようですので、この議案につきましては意見の決定についてということですので、特に意見はないということで処理したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長

続きまして議案第7号 非農地証明願ひについてを議題といたします。

事務局より説明をお願ひいたします。

事務局

議案第7号をご覧ください。

【議案第7号について、議案書を基に朗読】

今回の申請は、昭和2頃より宅地として利用されており、実質的に農地としての機能を喪失していることから申請に至ったものです。

申請地は、都市計画法の用途地域内の第一種住居地域、第二種住居地域となっております。

また、現地を確認したところ、申請書のとおり宅地として一体利用されており、周辺も宅地に囲まれ都市化し条件も悪いこと、かつ申請者は耕作者ではないことから、今回の非農地判断は妥当であると考えられます。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま議案第7号について説明いただきましたけども、これにつきまして何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

特にないようですので、それでは議案第7号につきまして承認することにご異議ございませんか。

（異議なし の声あり）

ありがとうございました。異議がないようですので、議案第7号を承

認といたします。

はい、ありがとうございました。

以上で議案のほうはこれで終了となりました。

続きまして事務局の方から5点ほど報告があるようですので、事務局よりお願いいたします。

事務局長 事務局より5点ご報告させていただきます。

1点目は、相続届出について。2点目は来月分の農地機構貸借案件について。3点目は、令和5年度市町農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について。4点目は、令和5年度経営発展支援相談会について。5点目は、先進地視察についてです。

初めに1点目、相続届について報告をお願いします。

事務局 今月は相続届が2件提出されております。書類につきましては、個人情報に関係から小委員会に出席されました委員さんと担当地区の委員さんにお配りをしております。配付資料をお持ちの委員さんはお取扱いに十分ご注意ください。もし不要であれば事務局にお返してください。

以上です。

事務局長 続いて2点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします。

事務局 A4横の農地中間管理事業対象農用地等総括表の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案は、10月27日より1週間、農地機構のホームページにて掲載されます。ご確認をよろしくお願いたします。

以上です。

事務局長 3点目、令和5年度市町農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について報告をお願いします。

事務局 令和5年度市町農業委員・農地利用最適化推進委員研修会 開催要領と書かれた用紙をご覧ください。香川県農業会議から案内がありました。

開催日時が11月27日月曜日の午後1時30分から4時15分、場所は、丸亀市のアイレックスとなっております。現地集合でよろしくお願いたします。

来月11月の定例会にて出欠を取りますが、どうしても出席できない方を除き、原則参加していただきますようお願いいたします。

なお、当日のテキストとして、以前配布しました「2023年度農業委員会業務必携90号」をご持参ください。

以上です。

事務局長 4点目は、令和5年度 経営発展支援相談会について報告をお願いします。

事務局 令和5年度 経営発展支援相談会 開催要領 と書かれた用紙をご覧ください。

経営改善・発展に向けて課題を抱える認定農業者・認定新規就農者等を対象に農業経営課題解決に向けた相談会を開催する旨、農業会議より案内がありました。

興味のある方はご自身でお申込みいただくか、12月1日までに事務局まで申込書を提出いただければ、事務局の方から申し込みのFAXをお送りします。

以上です。

事務局長 5点目は、先進地視察についてです。

9月定例会にて、大まかな予定をお伝えしておりましたが、日程が決まりましたのでご報告させていただきます。

日時については、令和5年11月28日火曜日に鳥取県内の琴浦町農業委員会に視察研修に行くこととなりました。

琴浦町農業委員会は、「令和4年度多面的機能発揮促進事業」で中四国農政局長表彰の最優秀賞を受賞した団体で、田んぼダムなどの事業を行い、地域の防災・減災意識向上にも貢献している団体であります。

そういった取り組みを本町農業委員会でも少しでも参考にできればと思っております。

また、出欠確認等詳細な行程が決まれば、郵送等でお送りするようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上になります。

議長 はい、ありがとうございました。

只今、5点ほどの報告がありましたけども、全体にわたりまして何かご質問等ありましたらよろしく願いいたします。

5番委員 鳥取へ行く研修会ですが、来月詳細が出るのか。

事務局長 来週には、行程表や出欠表を同封して郵送でお送りしようと考えております。

日帰り研修なので、朝8時くらいに役場を出発して18時くらいには役場の方へ帰ってこようかと思っております。

議長 視察先の概要や中四国農政局長表彰を受けた内容など資料やパンフレットがあれば同封してほしい。当日の質問等も考えれるので。

事務局長 わかりました。パンフレット等も同封して来週中には郵送でお送りするようにします。

議長 他に特にございませんか。

5番委員 何を中心に作付けしているのか。

事務局長 主には稲です。あと野菜も。

議長 他に何か。

無いようですので、最後に来月の予定について事務局より報告をお願いしたいと思います。

事務局長 それでは、引き続き来月の予定についてご報告いたします。

11月の小委員会は、16日木曜日の午前9時から2階大会議室で行います。当番委員は7番細川委員、推進委員は4番篠原委員にお願いしたいと思います。定例会は、17日金曜日の午前9時から同じく大会議室で行います。署名委員は4番西山委員、5番矢野委員、6番池田委員の内、2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

これで定例会の内容、すべて終了になります。全体を通じまして何かありましたらよろしく願いいたします。

特にございませんか。

10月の定例会をこれで終了させていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長 .....

署名委員 .....

署名委員 .....

事務局長 .....

書 記 .....

書 記 .....